

「こども誰でも通園」2026 年度本格実施と多摩市の試行実施の状況

伊籾久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

こども誰でも通園制度は現在、試行的実施が行われている。都内では港区、中野区、杉並区、北区、町田市、多摩市がこの事業を行っている（子ども家庭庁、2024 年 11 月 7 日調べ）。

こども誰でも通園制度は、親の就労の有無にかかわらず、3 歳未満の子どもを保育所、幼稚園、認定こども園などに預けられる制度である。こども家庭庁は 2025 年 3 月 31 日、都道府県知事宛に「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」を通知。2026 年度に本格実施することになっている（要綱は参考資料）。

そうした中で多摩市の取り組みがタウンニュースに掲載された。そこでタウンニュースの記事を紹介するとともに、多摩市のHPからも今年度実施内容を紹介しながら、本格実施に向けた課題を考えたいと思う。

1. 多摩市 「こども誰でも」利用園増加 昨年度 4 から 13 に

この記事はタウンニュース（2025 年 4 月 17 日）に掲載されたものである。以下、記事の全文出る。

▽ ▽ ▽

多摩市は、就労の有無に関わらず、保育所などに通っていない子どもを幼稚園や保育園などに預けられる制度「多摩市こども誰でも通園事業」＝画像を今年度も試行実施している。昨年度、東京都 26 市では初めて市内の民間実施園 4 園で始めた制度で、今年度は 13 施設に増加した。受入開始時期は園によって異なる。



昨年度からは始まった同制度の対象者は、幼稚園や保育所などに通っていない、または在籍していない乳幼児（市内在住の6カ月から3歳未満）。受け入れ月齢は各園で異なるが、保育の必要性の有無に関わらず、一定期間の受け入れをしてもらえるとあって、昨年度から利用者には好評だった。

今年度はすでに、昨年度から継続する4園と「多摩市子ども家庭支援センターたまっこ」が継続実施し、すでに受け入れを開始した。そのうち1園は昨年秋に受け入れを休止していたが、今年度から再度実施する。利用者の増加を受けて事業を開始したたまっこも継続する。市が当初計画していたとおり、今年度は8園が追加され12園と、たまっこを加えた13施設で実施される。受入開始時期は準備ができ次第、始まるという。

今回の事業では、国の制度は1カ月10時間までとなっているが、多摩市は東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」と合わせたハイブリッド方式を導入しており、国の10時間を過ぎた人は都の制限（最大160時間）に移行し、1日8時間、月160時間利用することができる。

利用者からは「双子を育てるのは大変で預けると楽になる」「心に余裕ができて家事や掃除に専念できる」「2人目が生まれると、下の子にばかり手がかかってしまうが、下の子を預けることで上の子と向き合うことができる」などの声があがっており、多様な働き方やライフスタイルを送る家庭への支援につながっている。また、子どもがさまざまな経験をしたり、同世代の子どもと関わる機会を創出するねらいもある。

利用には、保護者が市に申請する必要がある（原則公式HPからの手続き）。市から保護者に資格者証が発行された後、園との面談などを経て利用開始となる。

今年度の実施施設、対象月例、時間、受け入れ開始時期、住所、電話番号、料金などは市の公式ホームページで公開されている。

2. 多摩市の事業内容

以下は多摩市のHPから。

(1) 事業内容

保育所などに通っていないお子さんを幼稚園や保育所に預けられる制度を試行実施。

- ・「同世代のお友達といっぱい遊んでほしい」
- ・「先生に歌や手遊びを教えてもらいたい」
- ・「ほっとひと息つきたい」

(2) どんなこどもが利用できるの？

下記のすべてを満たすお子さん

- ① 生後 6 ヶ月～満 3 歳未満のお子さん
- ② 幼稚園、保育園、認証保育所、企業主導型保育所、認可外保育施設、定期利用保育等に在籍・利用していないお子さん
- ③ 多摩市内在住のお子さん

※施設によって、受け入れ月齢や時間は異なります。障害・アレルギーなど特別な配慮が必要な場合については、実施施設との面談前に多摩市へご相談ください。詳しい状況をお伺いし、受け入れ施設と調整いたします。

(3) 利用方法

- ① 多摩市子ども・若者政策課へ申請（原則電子申請）
- ② 資格認定証受領
- ③ 施設と面談（要予約）
- ④ 利用開始（要予約）

(4) 期間

令和 6 年 4 月 1 日（月曜日）～利用申請開始（随時受付）

令和 6 年 5 月～施設利用開始

(5) 実施施設

令和 7 年度実施施設一覧（略、別紙多摩市HPをご覧ください）

3. 「こども誰でも通園制度」が 2026 年 4 月から全国で

◇ 実施要綱、手引きを通知（子ども家庭庁）

親の就労の有無にかかわらず、3 歳未満の子どもを保育所、幼稚園、認定こども園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の本格導入まで 1 年を切った。子ども家庭庁は、2025 年 3 月 31 日、都道府県知事宛に「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」を通知した。

◇ 制度の主な内容

保育所は 0～5 歳児が対象ですが、親が働いていることが利用条件とされている。幼稚園に就労要件はありませんが、預けることができるのは 3 歳から。そのため、子どもが 3 歳未満で専業主婦世帯では親が子どもをみることになっていました。そこで、児童福祉法 6 条の 3 第 23 項に「乳児等通園支援事業」を新設し、0 歳 6 ヶ月～満 3 歳未満で保育所等に通っていない子どもを受け入れる制度を作った。利用は 1 ヶ月 10 時間の枠内ならば時間単位で柔軟に利用可能であるが、独自に予算を組んで時間を延ばす自治体もある。利用料は 1 時間 300 円程度に設定されている。

◇利用の手順

利用の手順はほぼ次のとおり。利用者は市町村の窓口を利用を申請⇒市町村は申請者の資格の有無を確認して利用認定を行い、認定証を利用者に送付⇒利用者は市町村のHPで利用施設を選び、施設に初回面談を申し込む⇒施設は面談日の日程を調整⇒面談がすめば施設は利用可能となり、利用者は予約申し込む⇒施設は予約状況等を確認して受入可能であれば利用者に連絡⇒利用者は予約日に施設を利用し、利用料を支払う。施設は、利用可能枠の範囲で利用の申し込みがあったときは、子どもを受け入れなければならないが、職員配置や施設の機能等の正当な理由があって事業の提供が困難な場合には具体的な理由とともに市町村に報告し、市町村が判断する。

◇特別な支援が必要となる子どもの受入 施設と自治体が連携

障害のある子ども、医療的ケア児、言語面・文化面等で個別的な対応が求められる外国籍児童など、特別な支援が必要となる子どもの受入れにあたり、施設は自治体と連携しながら対応内容を検討する。特別な支援が必要となる子どもの受入れに当たっては、受け入れる子どもの特性や状況に応じた支援が可能となるよう、専門人材の確保や施設の環境整備を含め、必要な受入体制を整備・確保することが求められる。なお、モデル事業に取り組んでいる自治体や保育現場からは、課題は保育士の確保といわれている。

4. 「こども誰でも通園制度」と「一時預かり事業」との違い

（この項は、別紙：日本教育新聞を参考にした）

「こども誰でも通園制度」と「一時預かり事業」はどちらも子どもを預かる制度であるが、対象や目的などが異なる。

▽一時預かり事業の実施内容

- ・対象者：家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児
- ・利用時間：自治体により上限や設定方法が異なる
- ・目的：保護者のけがや病気などで一時的に家庭での保育が困難な場合に、必要な保護を行う

一時預かり事業の利用には、家庭での保育が難しい理由が必要であるが、「こども誰でも通園制度」は理由を問わず利用できる点が大きな違いである。

5. 「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けて

（この項も、日本教育新聞からの引用である）

▽利用可能時間

- ・令和7年度の状況を踏まえ、利用可能時間の在り方を検討する必要がある
- ・子ども・子育て支援法に基づき、利用可能時間を法令上明確に規定する必要がある

▽公定価格の設定

- ・令和8年度の給付化に伴い、地域区分や加算、利用料金の在り方を検討する必要がある
- ・適正な人材を確保したうえで、安定的に運営ができる公定価格に設定する必要がある

▽従事者に対する研修の必要性

- ・保育士以外の人材が「こども誰でも通園制度」に従事する可能性があること、また通常の保育や一時預かり事業とは異なる専門性が求められることから、安全性と専門性を確保するための研修が必要である
- ・「こども誰でも通園制度」従事者のための研修を開発し内容を検討する必要がある

▽市町村による提供体制の設備と事業所準備

- ・すべての自治体が条例の制定、認可・確認手続等の準備を着実に進めていくことが求められる
- ・法律上、居住市町村以外の場所でも「こども誰でも通園制度」を利用できるため、広域利用の可能性を考慮し整備を進める必要がある

▽ ▽ ▽

来年度に向けて、市区町村や受け入れる保育所や幼稚園の準備状況はどうであろうか。
いずれにしても、子どもたちの子育てや子育て支援の充実に沿った検討が望まれる。

<参考資料>

- こども家庭庁：「こども誰でも通園制度」が2026年4月から全国で始まります
[こども家庭庁：「こども誰でも通園制度」が2026年4月から全国で始まります☒ | 子どもを虐待から守る会・まつもと](#)
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について（実施要綱）
2025年3月 子ども家庭庁
[乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について](#)

- 多摩市 「こども誰でも」利用園増加 昨年度4から13に
タウンニュース (2025 年 4 月 17 日)

<https://www.townnews.co.jp/0306/2025/04/17/781171.html>

- 多摩市こども誰でも通園事業について
多摩市HP

<https://www.city.tama.lg.jp/kosodate/1008019/1008030/1014314.html>

- 「こども誰でも通園制度」が令和8年度から本格実施 概要と実施に向けた検討事項を
解説 (日本教育新聞)

<https://www.kyoiku-press.com/post-291883/>